

第 2 4 1 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 6 月 1 5 日（水） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 伊瀬 隆二、樋口 正明、鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	中村 良弘、山脇 敏広、寺倉 涼子、中村 咲良、 新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、佐野 雅基（水産技術センター）
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度における 知事管理漁獲可能量の設定について (2) 漁業許可の公示について
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 241 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。</p> <p>その前に事務局から注意事項としまして、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日の出席状況ですが、岡委員、田中委員、多田委員、村上委員の 4 名が欠席となっております。会議の成立要件が過半数以上の委員の出席ということで、委員 10 名中 6 名の委員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しております、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」、 ・「漁業許可の公示について」 <p>の 2 件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしくをお願いします。</p>
会 長	ただ今から、第 241 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人

	<p>を、大阪海区漁業調整委員会規程第7条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、津本委員と奥委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (中村主事)</p>	<p>水産課 企画・豊かな海づくり推進グループの中村と申します。</p> <p>議題1の説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。</p> <p>委員会資料の参考資料1-1をご覧ください。諮問文の写しでございます。</p> <p>漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。</p> <p>漁獲可能量について、現在、大阪府には特定水産資源として「まさば及びごまさば」、「まあじ」、「まいわし」、「くろまぐろ」の4魚種について、TAC（漁獲可能量）が設定されています。</p> <p>「まさば及びごまさば」の令和4管理年度は、来月7月から翌年6月までの1年間となっています。都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりますため、お諮りするものです。</p> <p>次に、参考資料1-2「新たな資源管理の流れ」をご覧ください。こちらは、令和2年12月の漁業法改正にあたって、国から示された「新たな資源管理の流れ」を示したものです。</p> <p>昨年度の海区委員会でも配付させていただきましたが、あらためて簡潔にご説明させていただきます。</p> <p>新しい漁業法では、漁業者の自主的な資源管理のほかに、TAC漁獲可能量による数量での管理を行うことを基本とされています。</p>

左上の「資源調査」にあるように、各魚種について漁獲・水揚げ、漁場環境などの情報収集や調査を行い、真中の枠の「資源評価」で、魚種ごとに、どのくらいの資源量があって、どのくらいの漁獲をすれば資源が減らないかという評価がなされ、右上の「資源管理目標」が定められます。そして、図の右下の枠の「管理措置」として、魚種ごとに TAC を設定し管理していくこととなります。

この流れを毎年繰り返して資源管理を進めて参ります。また新たな魚種についても、資源評価の結果が公表されて準備が整った魚種から、TAC 管理の対象に順次追加をしていくこととなります。

今回、国の研究機関で行われました「資源評価」の結果を受け、国において意見交換会や審議会などが行われ、「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和 4 管理年度の TAC の設定及び配分が審議・承認されました。

次に、参考資料 1-3「令和 4 管理年度まさば及びごまさば太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください。先月 5 月 24 日に開催されました、国の水産政策審議会 資源管理分科会で配付され、承認された資料です。

「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和 4 管理年度の TAC は日本全体で 50 万 9,000 トンとなっており、一番下にご覧のとおり、このうち 20%に当たる 10 万 1,800 トンが国の留保となります。

留保を差し引いた残りについて、過去 3 か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。知事管理分は、漁獲量の概ね 80%を占める岩手、三重、和歌山、宮崎の 4 県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の都道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府も現行水準の配分とされています。

次に、参考資料 1-4 をご覧ください。先程ご説明しました TAC の設定及び配分を受けまして、令和 4 年 5 月 25 日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、まさば及びごまさば太平洋系群について、令和 4 管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、下の表に記載のとおり、大阪府のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量は、令和 3 管理年度に引き続いて、「現行水準」での配分となっております。

「現行水準」といいますのは、全国の漁獲量からみると大阪での漁獲量

	<p>は少ない方に位置しているため、数量を明示した厳格な管理ではなく、現行の水準を超えないように、基本は漁獲努力量による管理を続けていただく、ということです。なお、表の「基本シェア（漁獲実績の比率）」と「現行水準の場合の目安数量」は、平成 29 年から令和元年までの 3 年間の平均漁獲量をもとに算定された目安で、参考値となっております。</p> <p>次に、海区委員会資料 1、今回の案をご覧ください。</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 4 管理年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの期間）における知事管理漁獲可能量につきまして、1 の「大阪府に配分された漁獲可能量」は、先ほど申し上げたとおり、国からの配分は、「現行水準」でしたので、2 の「知事管理漁獲可能量」は、大阪府まさば及びごまさば漁業に対して「現行水準」と設定したいと考えております。</p> <p>以上で、議題 1 についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
樋口委員	<p>私がしている漁業で漁獲量を報告しています。マサバなども漁獲され、報告していますが、今後もこうしたデータから計算をして漁業の管理をやっていくのですか。</p>
水産課 (寺倉主査)	<p>水産課の寺倉と申します。</p> <p>漁業者からいただいた漁獲量データは資源管理や資源評価に用いられる非常に重要な情報ですので、今後も正確な情報の提供をお願いいたします。いただいたデータを大阪府から水産庁に報告し、より精度の高い資源評価を行っていただきたいと思っています。今後もよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>漁獲報告はきちんとしないとイケませんね。</p>

樋口委員	<p>漁獲データはきちんと報告していますが、我々の漁業でも許可された漁業の主対象魚種以外に、サバが1日で数百～500kgとか混獲されることがあります。こうした漁獲量を報告することが、サバを主対象に許可を受けている他の漁業の迷惑にならないかと思うのですが、どうでしょうか。他の魚種でも、それを専門に獲っている許可漁業に対し、その魚種を混獲する他の漁業が大きな漁獲量を報告すると TAC 制度に影響がありませんか。</p>
水産課 (寺倉主査)	<p>サバに関しては「現行水準」ということで、現在は、数量を明示した TAC の枠はかかっていません。混獲されたときも報告をいただきたいと思えます。むしろ漁獲報告がないと、資源が増えたとか減ったとかの状況もわからないので、正確な報告をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>普通に漁獲し、普通に報告すればいいのかなということですね。</p>
水産課 (寺倉主査)	<p>はい。一方、クロマグロに関しては、今回の議題ではありませんが、国際漁業資源として大阪府に漁獲枠が非常に小さな数量で割り当てられているため、混獲されたときに可能であれば再放流をお願いしたいと思えます。</p>
会 長	<p>他に何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは参考に教えていただきたいのですが、市場に並ぶようなマーケットサイズであればいいのですが、それ以下のサバも大量に漁獲されていると思えます。こうしたものもカウントされるのですか。</p>
水産課 (寺倉主査)	<p>漁獲され水揚げされたものはカウントされます。</p>
樋口委員	<p>今スズキが獲れているのですが、これから将来いろいろな魚種が TAC 対象魚種になっていくようにお聞きしています。漁業ではいろんな魚種が混獲されますが、いろいろな魚の資源を計算し、その全体の計算結果が漁業許可を出す際に、どのように関係してくるのか、お聞きしたい。今回のマ</p>

	<p>サバやゴマサバを専門的にとる特別な漁業の許可はないが、ツバス、スズキ、サワラなどがTAC魚種に入って漁獲枠が示されるときに、混獲量をカウントすると漁獲制限をかけるときにどの様に影響するのか、お聞きしたい。</p>
<p>水産課 (寺倉主査)</p>	<p>新たな魚種がTAC管理の対象になる時には、その魚種の管理の手法などを大阪府の資源管理方針に定める必要があります。そういう時や、知事管理漁獲可能量を数量で定める時には、漁業関係者の意見を聴いて決めていくことになると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か質問はありますか。</p>
<p>常松委員</p>	<p>なかなか表面に出てこない数字があります。流し網に乗ると、ハマチなどお金にならない魚も多くかかってきます。ハマチは1隻当たり300尾くらい海で投棄してくることがあり、全体ではものすごい数量になります。これらも数量としてあげるほうがいいのではないかと思います。</p>
<p>水産課 (寺倉主査)</p>	<p>水揚げの数字としてあがってこないものがあるということですね。その他にも遊漁で漁獲される量もあがってこないもので、すべてを把握できてはいません。このことは研究機関も認識されていて、そのあたりをどうしていくかを検討されています。今後、報告が必要になったときは報告をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>珍しい魚はあがっていないですか。昔は打瀬船でいろいろな魚があがっていましたね。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>今以上漁獲すると、魚価があがらなくなることもあるので。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か質問はありますか。 特に質問等がないようですので、議案1については、水産課の案を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(異議なし)</p>

会 長	異議なしとのことですので、議題 1 については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、引き続き、議題 2 の「漁業許可の公示」について、審議をお願いしたいと思います。 内容について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (吉見技師)	「漁業許可の公示」について説明させていただきます。 大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。 まず、「法令集」にある大阪府漁業調整規則第 11 条をご覧ください。 本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可又は起業の認可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 海区委員会資料 2 をご覧ください。表にあります通り、つばす・すずき流網漁業 1 隻、刺網漁業 2 隻、いかかご漁業 1 隻、あなごかご漁業 1 隻、潜水器漁業 1 人について、前回の委員会以降、新規許可の要望が出ております。 申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については 1 か月、その他の漁業については 2 か月間としております。 なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料 2 に掲載しております。

	説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	(質問なし)
会 長	特に質問等がないようですので、議案 2 については、水産課の案を承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	異議なしとのことですので、議題 2 についても、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 本日の委員会の議事は以上です。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。
事 務 局 (井坂書記長)	次回の海区委員会の予定ですが、以前にご審議いただき樹立した区画漁業権第 23 号を免許することについて、7 月下旬から 8 月上旬に委員会を開催し、ご審議いただく予定です。具体の日程は 7 月に入ってから調整をさせていただきますので、よろしくをお願いします。
会 長	それでは、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。